

世田谷区監査委員告示第6号

平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月5日

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	阿部能章
同	山口裕久
同	津上仁志

# 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

## 1 指摘事項

提出された計算書類に係る附属明細書の一部に、単純な記載漏れや記載の誤りが見受けられた。

社会福祉法人は公益事業を行うことから、会計年度において作成すべき計算書類等は、法令で定められ、公表が求められている。また、準拠すべき社会福祉法人会計基準は厚生労働省令で定められている。

補助金事業等収益について、計算書類等に誤りがある場合や、同基準に則った適切な勘定科目で公表されない場合には、補助金の確定額に疑義が生じるおそれがある。計算書類等については正確性を確保し、より透明性の高い公表内容となるよう努められたい。

## 2 指摘事項等に対する措置状況

計算書類に係る附属明細書の一部の単純な記載漏れや記載の誤りについては、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「ボランティア協会」という。）が、新たに設けられた様式について、内容の理解が不十分であったため生じた。

対応については、ボランティア協会へ新たに記載手順をマニュアル化するとともに、改正内容の周知徹底を図るよう指導した。明細書の記載漏れや誤りについては、既に修正したことを確認した。

また、補助金事業等収益の勘定科目の相違は、ボランティア協会の経理システムの設定ミスによるものであるため、区補助金等の科目表示がある小科目までを表示（公開）するよう、ソフトの設定を変更し改善を図り修正を行った。

今後、補助金交付事務に係る提出書類が適正に作成されるよう、所管課において、定期的に計算書類等のチェックをするとともに、今回の指摘事項及び改善内容等の周知徹底を図った。

# 株式会社 GROOVY

## 1 指摘事項

認証保育所運営事業の収支に関わる現金の取扱いについては、保管方法等を明確にし、現金出納帳又はそれに替わるものを作成するなど、適正に管理されたい。

## 2 指摘事項等に対する措置状況

認証保育所の現金の取扱いについては、東京都認証保育所指導監督基準の会計経理では、現金受領の際の領収書の発行、現金を取り扱う複数担当など牽制機能を持った残高確認体制による適正な現金管理、現金出納簿などの帳簿による会計管理の適正化を定めている。

当該認証保育所においては、現金の収支にかかる現金出納簿が作成されていない及び領収書、現金の保管方法に一部不適切である事が確認された。理由としては、現金の出し入れは適宜代表者が一人で行い通帳やレシートにより入出金の管理を行い、経理は、一月分をまとめ税理士に帳簿の作成を委託していたが、これまでの東京都の指導監査において指摘されてこなかったことから現行の方法で管理してきた。

今回の指摘後、直ぐに現金出納簿を作成したうえで税理士に会計管理を委託するとともに、現金の保管方法についても適正な管理ができるよう改善を図っている。